

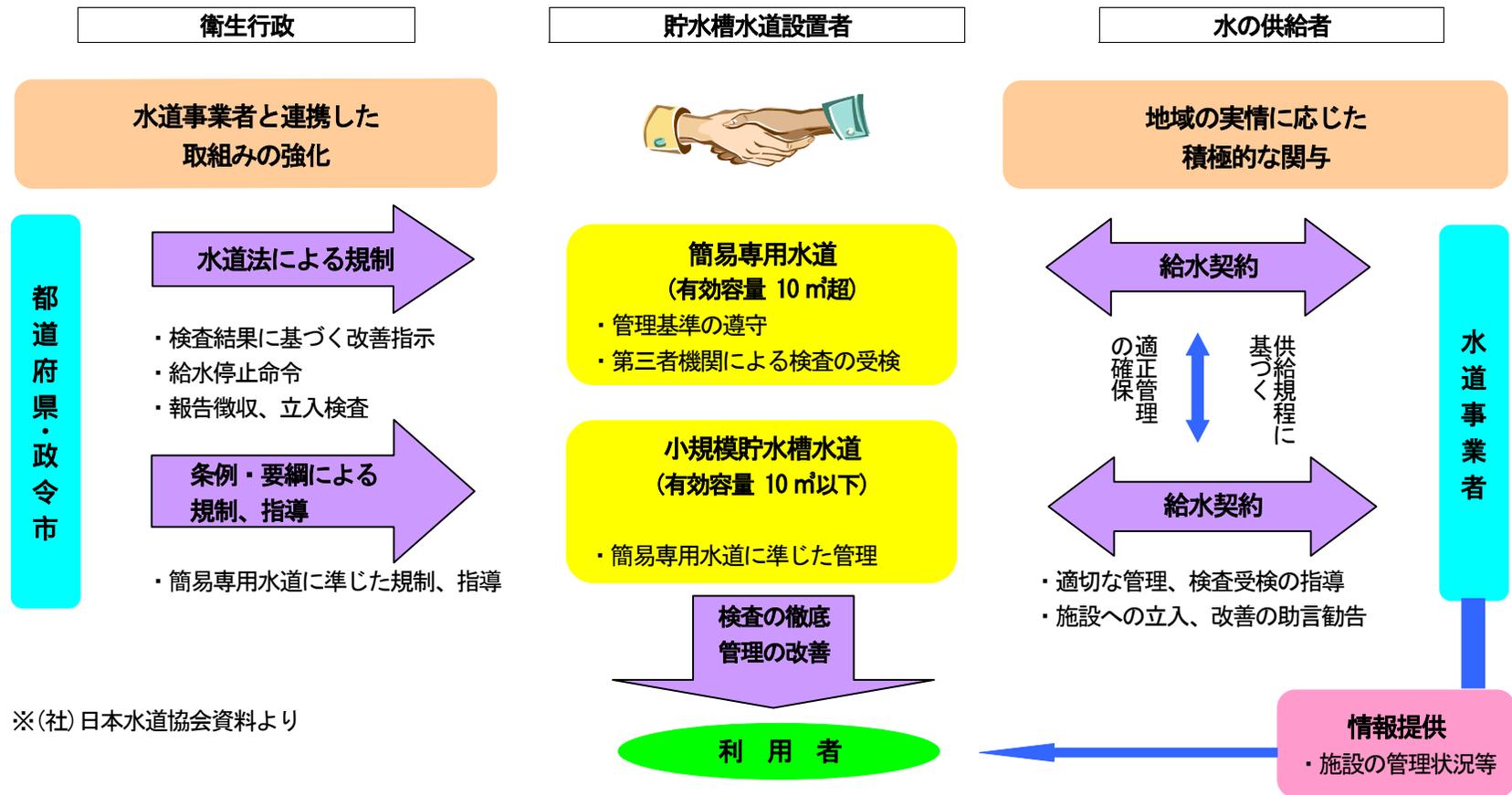
貯水槽水道の管理の徹底

【貯水槽水道設置者の皆様へ】

近年、マンションなどの建築物が高層化するなかで、貯水槽を介して給水する貯水槽水道（ビルなどの建物内の水道）が増加しています。

しかしながら、これらの中で定期的な清掃や検査などの管理が不十分なため、しばしば衛生上の問題が発生する事例がみられます。

このことから、平成14年に水道法の改正が行われ、柳川市においてもこれまでの給水条例に「貯水槽水道」について「市の責務」や「設置者の責務」の条文を追加することにより、より一層の貯水槽水道の管理の徹底が図られることになりました。



※(社)日本水道協会資料より